様式その二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（建築確認申請書添付書類）

|  |
| --- |
| 開発行為等に関する申告書 |
| 1 申告書提出年月日 | 　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　 | ７建築の区分 | ア 新　　築イ 用途の変更を伴う改築ウ 用途の変更を伴わない改築エ 増　　築 |
| 2 建築確認申請者　住所及び氏名 | 　　 |
| 3 敷地となる土地を含む区域の都市計画の区域区分 | ア 市街化区域　　　　　イ 市街化調整区域ウ 非線引区域　　　　 |
| 4 敷地となる土地の面積 | ㎡  | 8 建築(新築・改築・増築) 床面積 | ㎡  |
| 5 建築を行うために開発行為を伴うことの有無 |  ア 伴う　　イ 伴わない | 9 用途の変更を伴う改築床面積 | ㎡  |
| 6 開発行為を伴う場合の　開発区域の面積 | ㎡  | 10 建築物の用途 |  |
| 11 敷地となる土地の表示 | 所　　在 | 地　番 | 地目 | 面　積 |
|  |  |  | ㎡  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 12 都市計画法第二十九条または第四十三条に関する事項 | (1)市街化区域・調整区域・非線引区域共通 | ア 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築 | (2)市街化区域・非線引区域 | 建築ア 区域内における市街地開発事業 | (ア) 土地区画整理事業区域内 |
| イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築 | (イ) 工業団地造成事業区域内 |
| (ウ) 新住宅市街地開発事業区域内 |
| ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築 | (エ) 市街地再開発事業区域内 |
| エ 公有水面埋立事業竣功許可前の土地における建築 | イ 既存（従前）建築物の敷地における建築 |
| オ 非常災害のための必要な応急措置としての建築 |  　 〔1000平方メートル(非線引区域)〕 ウ 500平方メートル(市街化区域)　　 未満の造成地 (道路位置指定等)における建築 |
| カ 車庫・物置等附属建築物の建築 | (3)市街化調整区域 | ア 法第43条の許可を受けた建築物の建築 |
| キ 開発許可を受けた造成地における建築 | イ 開発行為を伴わない増築 |
| ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築 | ウ 用途の変更を伴わない改築 |
| エ 政令第20条第1号から第4号までの農林漁業用建築物 |
| (4) 市街化調整区域内 | ア 農林漁業用住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物 |
| イ 物品の販売等を行う50平方メートル以内の店舗，事業所等で業務用の面積が2分の1以下（開発行為を行う場合は，敷地100平方メートル以内）のものの建築（政令第22条第6号，第35条第3号） |
| (5) 〔非線引区域内〕　　　　　　　　　　　〔　1000平方メートル〕以上の開発行為を伴う建築物の建築で(1)および(2)以外の 市街化区域内　　　　　　　　　　　　 　500平方メートル |
| (6) 市街化調整区域内で(1)から(4)までに掲げる土地の区域以外の土地における建築または(1)から(4)までに掲げる建築物以外の建築 |
| 摘要 |  |
| 13 農地転用の許可または届出受理の番号および年月日 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　都市計画法第３章第１節の規定に適合すると認める。　※　　　　　　上記事項につき確認したところ　　２　別途，市長の発行する証明書の添付を必要と認める。　確　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３　都市計画法に基づく許可（第　　　条）を受ける必要を認める。 |
|  認　欄 | 成田市開発許可担当課 | 課長 |  | 課長補佐 |  | 係長 |  | 係 員 |  | 年　月　日 |

備 考

　１　この申告書は，都市計画法施行規則第６０条に代えるものです。（12の(4)欄については，別途証明書必要となる場合があります。）

　２　※印のある欄は記入しないこと。

　３　3・5・7および12の欄は，該当するものの記号を丸で囲むこと。

４　12の(4)欄に該当するものは，別途市長の証明書を受けてから，建築確認を受けることとなる場合があります。

　５　12の(6)欄に該当するものは，別途許可を受けてから，建築確認を受けること。

　６　12の摘要欄には，許可・認可・検査等，関係する手続きについて，番号・年月日等（開発許可にあっては，予定建築物，その他の条件等を含む。）必要な事項を記載すること。

　７　この申告書の提出にあたっては，建築確認申請者自身で所要の事項を記載し，その記載事項について成田市開発許可担当課の確認を受けてから，建築確認申請書に提出してください。

　８　非線引区域とは，市街化区域，市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう。